

金 沢 駅 前

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Apr. 2024 vol.133

4月号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

春バテ対策

春は入学や就職など新生活が始まる季節である一方、約9割の人が体と心にさまざまな不調を感じると言われています。この不調を「春バテ」というそうです。春は気圧の変化や寒暖差が大きい季節です。また、入学や転勤など生活環境が変化すると、気付かないうちにストレスを溜めてしまうことも。そんな気象や生活の変化によって自律神経が乱れてしまうことが「春バテ」を引き起こす要因の一つになるそうです。自律神経を整えるポイントは、食事は1日3回しっかり食べる・起床時にコップ1杯の水を飲む・睡眠のリズムを整えることがよいとされています!予防と対策を十分に行い、元気に新生活を迎えましょう!





今月はココを
チェック!

めがね税理士の厳選税務



令和6年度税制改正① 所得税・個人住民税の定額減税

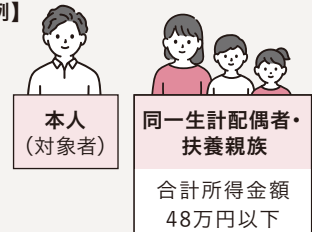
令和6年度税制改正にて「定額減税」が公表されました。我々の個人所得にも企業における給与計算の事務処理にも影響のある改正となります。今回は給与所得と企業の対応方法を中心に解説いたします。

1 定額減税の概要

	定額減税		所得制限、注意点
	所得税	住民税	
納税者本人	3万円	1万円	令和6年分の合計所得金額が1,805万円超の者は対象外
同一生計配偶者及び扶養親族	3万円/人	1万円/人	令和6年分の合計所得金額が48万円超の者は対象外 扶養親族は16歳未満の扶養親族も含む

定額減税の合計額が納税者本人の所得税額を超える場合は、**所得税額が限度**

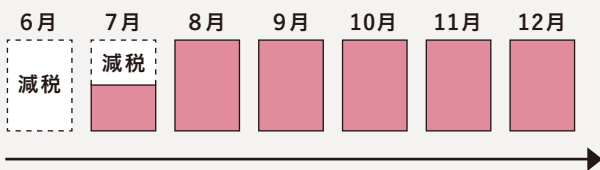
【例】



所得税	計 12万円	減税
住民税	計 4万円	

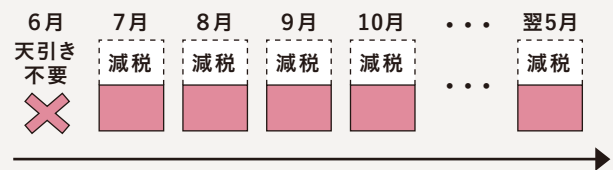
2 減税の実施方法（所得税）

6月1日以後に支給される給与の源泉徴収税額から減税し、控除しきれない分は7月支給以降に繰り越して控除します。
扶養の異動があった場合、**年末調整にて調整**します。



3 減税の実施方法（住民税）

減税後の年税額を11等分し、7月分から翌年5月分の住民税として給与から天引きします。**6月分住民税は天引き自体が不要**となります。企業では所得税と住民税で異なる処理を行うため注意が必要です。



MUKAI NEWS!

繁忙期お疲れ様会を開催しました!

むかいアドバイザーグループの田中です。徐々に寒さも和らぎ、春の陽気を感じられるようになりましたが、弊所では3月末に『繁忙期お疲れ様会』を開催しました。確定申告の忙しい時期を無事みんなで乗り越えることができた達成感もあり、スタッフ間の会話も弾み、お酒も進んでいたようです。もちろん私自身も、楽しい雰囲気の中、大好きなお酒、お肉、白ご飯の3点セットで心もお腹も満腹となりました(笑)
4月からは、繁忙期を乗り越え色々な意味でパワーアップした田中として、より一層お客様のお役に立てるよう頑張りたいと思います(^)/



むーマンの相続相談室

テーマ：連続して相続が発生した場合の相次相続控除とは

お悩み
解決!



回答者 むーマン

相続で困っている人たちに
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けてもらっている。

Question

このたび、私の父が死亡しました。4年前には祖父が死亡しており、その際実子である父は財産2.1億円(純資産価額)を相続し、相続税1000万円を納めています。この様に短期間に連続して相続が発生した場合、今回私が納めるべき相続税額から一定額を控除できる相次相続(そうじそうぞく)控除が適用できると聞きましたが、どのような制度なのでしょう?ちなみに今回の父の相続の相続財産の総額(純資産価額)は2.5億円で、私が相続したのはそのうち1億円です。



太郎さん



むーマン

相次相続控除とは、10年以内に2回以上相続が生じ、相続税が課された場合に、前回の相続において課税された相続税額のうち、1年につき10パーセントの割合で通減した後の金額を今回の相続に係る相続税額から控除しようというものです。相次相続控除が受けられるのは次のすべてに当てはまる人です。

【相次相続控除が受けられる人の要件】

1. 被相続人の相続人であること。
2. その相続の開始前10年以内に開始した相続により被相続人が財産を取得していること。
3. その相続の開始前10年以内に開始した相続により取得した財産について、被相続人に対し相続税が課税されたこと。

また、相続人1人あたりの相次相続控除の計算式とAさんの控除額は次の通りです。

【相次相続控除の計算式】

$$A \times C / (B - A) \times D / C \times (10 - E) / 10$$

※C/(B-A)の割合が100/100を超えときは100/100とする

- A: 今回の被相続人が前の相続の際に課せられた相続税額
B: 今回の被相続人が前の相続の際に取得した純資産価額
C: 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得したすべての人の純資産価額の合計額
D: 今回のその相続人の純資産価額
E: 前の相続から今回の相続までの期間(1年未満の期間は切り捨てます)

【太郎さんの場合の控除額】

$$1000万円 \times 1億円 / (2.1億円 - 1000万円) \times 1億円 / 2.5億円 \times (10 - 4) / 10 = 120万円$$

注意点としては、前の相続で今回の被相続人に相続税が課税されていることが要件なので、例えば父が亡くなり、その次に母が亡くなるケースなどで父の相続の際に配偶者控除の適用により母が相続税を課税されていない場合などは、母の相続の際に相次相続特例の適用はありません。実際の相続税の申告の際には専門の税理士にご相談されることをおすすめします。

むーマン
から一言!

WEBからも
ご予約可能

相続の無料相談予約受付中!

お気軽に!

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

0120-779-155

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「ピンとくる」

人間の身体の仕組みは、実に複雑にそして実に巧みにできている。にもかかわらず、足の先を針の先でちょっとつついても、頭にすぐピンとくる。だから機敏にして適切な行動もとれるわけである。人と人が相寄ってつくった組織。商店、会社、いろいろの団体。一番大きいのが国家の組織。それらの末端をちょっとつついても、すぐにピンとくるかどうか。間髪入れずの反応が示せるかどうか。合理化といい生産性の向上といっても、本当はこの間髪入れずの反応が示せる体制から生まれてくるのである。本当の意義はこのピンにある。おたがいに、もう一度思いをめぐらしたい。会社も商店も、そして一番大事な国家についても。

(引用「道をひらく」 松下幸之助 PHP研究所)

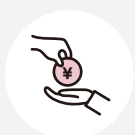
SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

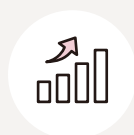
むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人
むかい行政書士法人 / いしい社労士事務所
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター

代表者/税理士・行政書士 向 智大

代表者/税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00~18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sangler.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています